

子育て世代 必見!

問 市役所保健福祉・こども・子育て
相談センター
☎ 05558(76)8008



母子家庭・父子家庭のへ

◆児童手当現況届(更新手続き)の提出を!

◆母子家庭等医療費助成更新手続き・新規受給者の申請受付

6月は児童手当の年度更新の月です。児童手当を6月以降も引き続き受給するためには「現況届」の提出が必要ですが、

手続きが必要な人には、6月上旬に「児童手当現況届」の案内を郵送します。提出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。忘れずに提出をお願いします。

◆現況届の提出方法

郵送または大仁庁舎での受付のみとなります。ご注意ください。

受付期間 6月5日(月)～30日(金)
(土日を除く) 8時30分～17時15分

提出方法 郵送(現況届案内送付時に同封の返信用封筒で返送、切手不要) または保健福祉・こども・子育て相談センター窓口(大仁庁舎)で提出

▼受給者(保護者)や児童の状況などにより、必要書類が変わります。詳細は案内をご覧ください。

▼添付書類の不足や記入漏れがあると受付できません。

▼出生や当市への転入により、5月に認定請求し、6月分からの支給として認定される人については、現況届の提出は不要です。

※伊豆長岡庁舎、葦山支所では受付できません。

児童手当を支払います
6月15日(木)に、2月分から5月分までの児童手当を指定口座に振り込みます。16日(金)以降、口座をご確認ください。

現在受給している人には、6月上旬に手続きの案内を郵送します。申請書の提出がない場合は、7月以降受給することができません。忘れずに提出してください。(本人、同居の扶養義務者などの所得状況により、受給できない場合があります)

今まで所得状況により受給できなかった人も、平成28年分の所得や家族状況に変更があった場合、7月から受給できることがあります。条件に該当すると思われる人は申請してください。

▼新規申請者 持ち物
①印鑑
②保険証の写し(家族全員分)
③申請者名義の通帳の写し
④平成29年度所得課税証明書(平成29年1月2日以降に当市に転入した場合)
⑤付加給付内容証明(健康保険組合に加入している人)
申請方法 窓口で申請

▼継続申請者(持ち物は案内をご確認ください)
申請方法 郵送(更新の案内に同封された返信用封筒に、申請書・必要書類を入れて返送、切手不要) または窓口で申請

▼継続・新規申請者共通 受付期間 6月5日(月)～19日(月)(土日を除く) 8時30分～17時15分
申請窓口 保健福祉・こども・子育て相談センター(大仁庁舎)
※伊豆長岡庁舎、葦山支所では受付できません。

市民課業務のご案内

【以下のときは伊豆長岡庁舎の市民課へ】

- 転入・転出・転居などの『住民異動』
 - 出生・死亡・婚姻などの『戸籍届出』
- ※昨年4月から『住民異動』と『戸籍届出』の手続きを伊豆長岡庁舎に集約しました。葦山・大仁支所では手続きできません。
- マイナンバーカードの申請・受け取り、通知カードの紛失・再交付・記載変更などの各種手続き

問 市役所市民課 ☎ 055-948-2901



【葦山・大仁支所でできること】

- ・住民票や戸籍関係、税などの証明書交付
- ・公金収納のための会計
- ・社会教育施設の予約
- ・異動を伴わない福祉関係の届け出(葦山支所のみ)

※国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の各種手続きは、国保年金課(伊豆長岡庁舎)へお願いします。市民課(伊豆長岡庁舎、葦山・大仁支所)では手続きできません。

マイナンバーカードの申請はとても簡単

伊豆の国市では、申請時来庁方式(カードは郵送)での申請や、通知カードが手元にない人の申請も可能です。顔写真付きの身分証明書が必要な人はぜひ申請してください。



市民の約10人に1人がマイナンバーカードを所持しています!

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニのマルチコピー機から、住民票などの各種証明書を取得できます。6:30から23:00まで利用可能。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。

報告します!平成28年度の利用状況

情報公開・個人情報保護

平成28年度中における市の情報公開制度、個人情報保護制度の利用状況は、次のとおりです。

【1】実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位:件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	18	1	8	9	0	0	0	0
議会	9	0	7	2	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	27	1	15	11	0	0	0	0

*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

【1】実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 (単位:件)

実施機関	請求件数	請求取下げ	処理の状況					
			全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	却下
市長	2	0	1	1	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会ほか*	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2	0	1	1	0	0	0	0

*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

【2】保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。

【3】保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

公文書の開示または市が保有する市民の皆さんの個人情報(請求者本人の情報に限る)の開示などの請求を希望する人は問い合わせください。

問 市役所総務課 ☎ 055-948-1411

1. 情報公開制度(公文書開示)

『情報公開制度』は、市民の皆さんの知る権利を尊重し、市の諸活動に関する情報を公開することにより、皆さんの市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を推進することを目的としています。

2. 個人情報保護制度

『個人情報保護制度』は、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

3. 不服申し立て状況

不開示決定に対する不服申し立てはありませんでした。